

使用料・手数料の一体的な見直しの概要について

1 これまでの経過

- ・ R6 年 9 月 9 月定例会に使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）を報告
- ・ R6 年 10 月 基本方針（案）についてパブリックコメントを実施
- ・ R6 年 11 月 基本方針として決定し、市 HP 上で公開

2 想定スケジュール

- ・ R7 年中 市議会に条例改正案を提案
- ・ R8 年 4 月 条例施行（利用料金制の指定管理者導入施設については、指定更新年度の翌年度から施行）

3 改定案の概要

①使用料

基本方針に基づき、使用料算定の基本的方式に基づく算定額を基本としつつ、本市の類似施設や近隣自治体の使用料の水準を参考に決定した。

◆平均改定率 約 123%（激変緩和措置として、上限は 150%）

◆見直しによる増収見込 概算で 35,000 千円前後の増
（減免基準の統一分を含む。）

◆利用者数が多い主な施設の平均改定率

（年間の利用者数の概数。過去 3 年平均）

- 運動公園 136.3% (35.5 万人)
- 公民館 116.9% (15.0 万人)
- 国際文化会館 89.4% (11.7 万人)
- 公津の杜コミュニティセンター 135.2% (5.2 万人)
- 赤坂ふれあいセンター 90.2% (3.8 万人)
- 文化芸術センター 129.1% (3.3 万人)

◆平均改定率の高い主な施設（年間の利用者数の概数。過去 3 年平均）

- 駐輪場 150.0% (0.3 万人)
- 三里塚コミュニティセンター 150.0% (1.9 万人)
- 大栄野球場 150.0% (2.0 万人)

◆平均改定率の低い主な施設（年間の利用者数の概数。過去3年平均）

●国際文化会館	89.4%（11.7万人）
●赤坂ふれあいセンター	90.2%（3.8万人）
●男女共同参画センター	90.2%（0.6万人）
●八富成田斎場	据置き（0.4万人）

◆利用者の区分

基本方針に基づき、原則として次のとおりとする。ただし、激変緩和措置である現行の最大1.5倍という上限を最優先して適用する。

- 市民：市民以外の者＝1：2を上限
- 通常使用：営利使用＝1：2を上限
- 大人：高校生：小中学生＝1：0.75：0.5（未就学児は、無料）

◆行政財産使用料の見直し

基本方針の趣旨を踏まえ、営利目的の場合の加算を追加する（改定の上限である150%）とともに、減免要件等を整理する。現行では、財産ごとに個別判断で減免を行っているが、公益上特に必要な場合、政策的な判断から減免を行う必要性が高い場合、国・県、他の自治体とのバランスを図る必要がある場合などに整理して対応する。

◆減免基準の統一

公平性の確保観点から、基本方針に定める統一基準をベースに、全額免除と半額免除に整理する。基準の統一化に伴う細部の運用については、検討中。

- 全額免除…本市の主催事業、市内の幼稚園・保育園・小中学校等による使用、障がい者による使用など
- 半額免除…公民館サークルなどの施設登録団体による団体本来の活動目的による使用、市内の高校以上の教育機関による教育目的での使用、本市の協力・協賛事業など

②手数料

◆平均改定率 約122%（激変緩和措置として、上限は150%）

※算定値が現行手数料の1.3倍を超えるものが見直し対象。

◆見直しによる増収見込 概算で65,000千円前後の増

◆主な改定案

事業系ごみ処理手数料（10kg当たり）220円⇒250円、住民票・印鑑登録証明書・納税証明書等の交付手数料300円⇒400円 など

- ◆件数等が多い主な手数料の改定率（R5実績）
 - 住民票ほか住民基本台帳関係手数料 133.3%（69,080件）
 - 印鑑登録証明書 133.3%（38,319件）
 - 納税及び公課に関する証明書の交付手数料その他の税関係証明手数料 133.3%（28,434件）
 - 事業系ごみ（10kg当たり） 113.6%（14,860t）
 - し尿くみ取り手数料（1ℓ当たり） 142.9%（2,396kℓ）

- ◆改定率の高い主な手数料（R5実績）
 - 国保大栄診療所と急病診療所の診断書等 150.0%（142件）
 - 建築確認台帳記載証明手数料 150.0%（534件）
 - 用途地域証明願 150.0%（19件）
 - 土地に関する証明願 150.0%（5件）
 - し尿くみ取り手数料（1ℓ当たり） 142.9%（2,396kℓ）

- ◆改定率の低い主な手数料（R5実績）
 - 事業系ごみ（10kg当たり） 113.6%（14,860t）
 - ペットに係る遺骨搬送手数料ほか17手数料 据置き

◆コンビニ交付手数料の割引措置

R7年度末まで時限的に実施している住民票等のコンビニ交付手数料の100円割引について、窓口混雑の緩和等の効果が出ていることから、R10年度末まで延長する（手数料の改定に合わせて、200円⇒300円）。

4 施行日など

施行日は、令和8年4月1日（利用料金制を採用している指定管理者導入施設のうち令和7年度中に指定の更新を行わない施設にあっては、次の更新年度の翌年度の4月1日）とする。

なお、施行日以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

また、基本方針に基づき、3年を目途に定期的な見直しを実施する。

5 県内他市の状況など

県内の市では2/3を超える自治体が類似の基本方針を定めており、コロナ禍以降においても、佐倉市、四街道市、白井市、八千代市、市原市、習志野市、旭市、木更津市、館山市、銚子市が使用料・手数料の見直しを実施。